

解雇・雇止め・賃金カット・配置転換・パワハラ など

職場でのトラブル解決 労働相談会をご活用ください

中立・公正

無料

秘密厳守

奈良県労働委員会では、労働者・労働組合と使用者との間で起きた、解雇や賃金問題、パワハラなどの労働に関するトラブルの解決をお手伝いするため、労働委員会委員による労働相談会を毎月開催しています。

ぜひこの機会をご活用いただき、お気軽にご相談ください。

相談いただける方

- 県内在住または在勤の労働者
- 県内に事務所のある労働組合
- 県内に事業所のある事業主

内容・相談時間

- 労働者と使用者の間で起きた労働に関するトラブル(募集・採用に関するものを除く)
⇒ 詳しくは、裏面をご覧ください。
- 相談時間は、お一人あたり30分程度です。

ご利用方法

◇ 事前予約制(相談日の前日16時30分までに、労働委員会事務局までお申し込みください。)

☎ 奈良県労働委員会事務局 0742-20-4431(直通)

開催日程

(注)10月の労働相談会は、夜間・休日に行う予定です。

2020年	4月9日	(木)
	5月14日	(木)
	6月25日	(木)
	7月9日	(木)
	8月27日	(木)
	9月10日	(木)
	11月12日	(木)
	12月10日	(木)
2021年	1月14日	(木)
	2月10日	(水)
	3月11日	(木)

相談時間は、
各相談日の
15:00~16:00



開催場所

奈良市法蓮町757
奈良県奈良総合庁舎2階

奈良県労働委員会
あっせん・相談室

⇒ 会場へのアクセスは、
裏面をご覧ください。



どんなことが相談できるのですか？

労働者の方

- 突然解雇された
- 残業代が支払われなかった
- 労働条件の不利益変更を受けた
- パワハラを受けた など

使用者の方

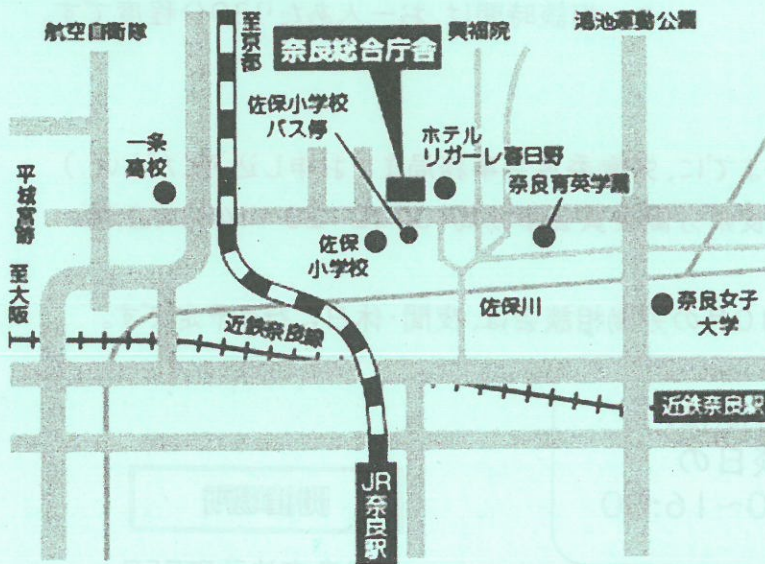
- 配転命令を出したが拒否された
- 社員から高額な退職金を要求された など

相談員はどんな人ですか？



- 労働に関するトラブルについて、豊富な知識と経験がある奈良県労働委員会委員が相談員となります。
- 公益委員（弁護士など）、労働者委員（労働組合役員）、使用者委員（企業役員など）が、三者一組となって、中立・公正な立場で相談に応じます。

会場へのアクセス



JR 奈良駅から徒歩約25分
近鉄奈良駅から徒歩約20分

路線バスをご利用の場合は、
「佐保小学校」で下車



お問合せ先

奈良県労働委員会事務局

〒630-8113 奈良市法蓮町757 奈良県奈良総合庁舎2階
TEL 0742-20-4431 FAX:0742-23-3530
ホームページ <http://www.pref.nara.jp/1704.htm>

★ ホームページはこちらから



奈良県労働委員会

検索